受講の免除を受けることができる者	講習科目
一　（略）	作業に係る機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識 作業に係る機械、その安全装置等の保守点検に関する知識 作業の方法に関する知識
二　（略）	
三　職業能力開発促進法施行規則別表第十一の三の三に掲げる検定職種のうち、機械木工、家具製作、建具製作又は建築大工に係る一級又は二級の技能検定に合格した者（機械木工に係る一級又は二級の技能検定に合格した者にあつては当該合格した技能検定の実技試験において木工機械整備作業を試験科目として選択した者に限り、家具製作に係る一級又は二級の技能検定に合格した者にあつては当該合格した技能検定の実技試験において家具手加工作業を試験科目として選択した者に限り、建具製作に係る一級又は二級の技能検定に合格した者にあつては当該合格した技能検定の実技試験において木製建具手加工作業を試験科目として選択した者に限る。）	
四　（略）	
（略）	（略）

附　則

第四条の規定の適用については、当分の間、第四条の表受講の免除を受けることができる者の欄第三号中「機械木工、家具製作、建具製作」とあるのは「機械木工、職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和五十八年政令第百八十五号）による改正前の職業訓練法施行令別表に掲げる木工機械調整若しくは職業能力開発促進法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第三十四号）による改正前の職業能力開発促進法施行令（以下「旧能開法政令」という。）別表に掲げる木工機械整備、職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年厚生労働省令第四十五号）による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第十一の三の三に掲げる木型製作又は家具製作、建具製作若しくは職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和五十七年政令第二百二十一号）による改正前の職業訓練法施行令別表に掲げる木工」と、「木工機械整備作業」とあるのは「木工機械整備作業を試験科目として選択した者に限り、旧能開法施行令別表に掲げる木工機械整備に係る一級又は二級の技能検定に合格した者にあつては当該合格した技能検定の実技試験において木工機械調整作業」と、「木製建具手加工作業」とあるのは、「木製建具手加工作業又は職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（平成十年労働省令第二号）による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第十二又は第十三に掲げる木製建具製作作業」と読み替えるものとする。

受講の免除を受けることができる者	講習科目
一　（略）	作業に係る機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識 作業に係る機械、その安全装置等の保守点検に関する知識 作業の方法に関する知識
二　（略）	
三　職業能力開発促進法施行規則別表第十一の三の三に掲げる検定職種のうち、機械木工、木型製作、家具製作、建具製作又は建築大工に係る一級又は二級の技能検定に合格した者（機械木工に係る一級又は二級の技能検定に合格した者にあつては当該合格した技能検定の実技試験において木工機械整備作業を試験科目として選択した者に限り、家具製作に係る一級又は二級の技能検定に合格した者にあつては当該合格した技能検定の実技試験において家具手加工作業を試験科目として選択した者に限り、建具製作に係る一級又は二級の技能検定に合格した者にあつては当該合格した技能検定の実技試験において木製建具手加工作業を試験科目として選択した者に限る。）	
四　（略）	
（略）	（略）

附　則

第四条の規定の適用については、当分の間、第四条の表受講の免除を受けることができる者の欄第三号中「機械木工、木型製作、家具製作、建具製作」とあるのは「機械木工、職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和五十八年政令第百八十五号）による改正前の職業訓練法施行令別表に掲げる木工機械調整若しくは職業能力開発促進法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第三十四号）による改正前の職業能力開発促進法施行令（以下「旧能開法政令」という。）別表に掲げる木工機械整備、木型製作又は家具製作、建具製作若しくは職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和五十七年政令第二百二十一号）による改正前の職業訓練法施行令別表に掲げる木工」と、「木工機械整備作業」とあるのは「木工機械整備作業を試験科目として選択した者に限り、旧能開法施行令別表に掲げる木工機械整備に係る一級又は二級の技能検定に合格した者にあつては当該合格した技能検定の実技試験において木工機械調整作業」と、「木製建具手加工作業」とあるのは、「木製建具手加工作業又は職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（平成十年労働省令第二号）による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第十二又は第十三に掲げる木製建具製作作業」と読み替えるものとする。